

●香川県告示第104号

平成19年香川県告示第513号（港湾施設（小型船舶用泊地）の供用開始）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分	港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分
略					略				
詫間港	水域施設 (小型船舶用泊地)	高谷船揚場前泊地	三豊市詫間町詫間地先	<u>C</u>	詫間港	水域施設 (小型船舶用泊地)	高谷船揚場前泊地	三豊市詫間町詫間地先	<u>A</u>
〃	〃	高谷1号護岸前泊地	〃	<u>C</u>	〃	〃	高谷1号護岸前泊地	〃	<u>A</u>
略					略				
観音寺港	〃	北第二防波堤前泊地	観音寺市琴浪町地先	<u>C</u>	観音寺港	〃	北第二防波堤前泊地	観音寺市琴浪町地先	<u>A</u>
略					略				
高松港	〃	詰田川けい船岸前泊地	略		高松港	〃	詰田川けい船岸前泊地	略	
〃	〃	木太護岸前泊地	高松市木太町地先	<u>B</u>	〃	〃	木太塩田護岸前泊地	略	
〃	〃	木太塩田護岸前泊地	略		〃	〃	木太塩田護岸前泊地	略	
略					略				
坂手港	〃	1号防波堤前泊地	小豆郡小豆島町坂手字坂手浜地先	B	坂手港	〃	1号防波堤前泊地	小豆郡小豆島町坂手字坂手浜地先	B
丸亀港	〃	富士見町物揚場前第1泊地	丸亀市富士見町5丁目地先	<u>A</u>					
〃	〃	富士見町物揚場前第2泊地	〃	<u>A</u>					
〃	〃	富士見町物揚場前第3泊地	〃	<u>A</u>					
〃	〃	富士見町物揚場前第4泊地	〃	<u>A</u>					
〃	〃	富士見町物揚場前第	〃	<u>A</u>					

		5 泊地		
〃	〃	富士見町物揚場前第 6 泊地	〃	A
〃	〃	富士見町物揚場前第 7 泊地	〃	A
〃	〃	御供所東物揚場前泊 地 (漁船専用)	丸亀市富士見町 2 丁 目地先	A
〃	〃	御供所西物揚場前泊 地 (漁船専用)	丸亀市港町地先	A
〃	〃	新堀物揚場前第 1 泊 地	丸亀市西平山町地先	A
〃	〃	新堀物揚場前第 2 泊 地	〃	A
〃	〃	内堀南物揚場前第 1 泊地	〃	A
〃	〃	内堀南物揚場前第 2 泊地	丸亀市福島町地先	A
〃	〃	福島 2 号護岸前泊地	〃	A
〃	〃	新浜けい船岸前泊地	丸亀市蓬萊町地先	A
〃	〃	新浜東部護岸前泊地	丸亀市新浜町 1 丁目 地先	B
〃	〃	新浜 1 号物揚場前泊 地	〃	A
〃	〃	塩屋外浜護岸前泊地	丸亀市昭和町地先	B
〃	〃	塩屋防波堤前泊地	〃	C
多度津港	〃	内港 1 号物揚場前泊 地	仲多度郡多度津町東 浜乙地先	A
〃	〃	内港 2 号物揚場前泊 地	〃	A
〃	〃	内港 3 号物揚場前泊 地	仲多度郡多度津町西 浜乙地先	A
〃	〃	内港 1 号護岸前泊地	仲多度郡多度津町西 港町地先	B

〃	〃	川田工業護岸2号前泊地	〃	B
〃	〃	蛭子港物揚場前泊地	仲多度郡多度津町東港町地先	A
〃	〃	蛭子港2号護岸前泊地	〃	B
〃	〃	蛭子港3号護岸前泊地	〃	C

--	--	--	--	--